

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、会社が経営する金券ショップ「C」（以下「事業場」という。）の店長として、金券、チケット等の仕入れ販売業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、事業場において縊頸により死亡しているところを発見された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、棄却されたため、再審査請求に及んだところ、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで、原処分を取り消す旨の裁決をした（平成27年労第5号）。

監督署長は、当審査会の裁決を受け、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、これを棄却したので、請求人は、更にこの

決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 一般に、管理監督者には労働時間、休憩及び休日に関する規定を適用しない旨定める労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第41条第2号の趣旨は、管理監督者が重要な職務と責任を有し、労働条件の決定その他労務管理等について経営者と一体的な立場にあるため、同法の定める労働時間規制を超えて活動することが要請され、かつ、自己の労働時間について自由裁量を有する上、その地位にふさわしい処遇を受けているため、厳格な労働時間規制をしなくても保護に欠けることにはならない、という点にあるものと解される。

(2) そこで、本件について検討すると、以下のとおりである。

ア D社長の申述、平成〇年〇月〇日のEの申述、地裁判決及び高裁判決の認定事実などによれば、被災者は、①D社長から通帳・印鑑を渡され、事業場における金銭出納を1人で管理しており、②D社長から金券等の仕入れ販売等の業務に関する全ての権限を与えられており、更には、③アルバイトを従業員として雇用するか否かに加え、アルバイトのシフトや賃金等の労働条件を決定する全ての権限を与えられていたことが確認できる。当審査会としては、以上の事実を鑑みると、被災者は、事業場における重要な職務内容、責任及び権限を有していたと判断することが相当であり、決定書理由に説示の

とおり、経営者と一体的な立場において業務に従事していたと判断するものである。

この点、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、被災者の職務内容、権限の範囲が、事業場に限定されており、会社全体の事業経営に関する重要事項に及んでいない旨主張するが、被災者は、上記のとおり、事業場における管理権限の一切を有していたものであり、また、担当する組織部分（事業場）については、経営者に代って管理を行う立場にあったと判断されるものであり、同主張を採用することができない。このほか、請求代理人は、被災者についてはF業務も含め経営者と一体的な立場にあるか否かを検討すべき旨も主張するが、被災者は、事業場において平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間勤務していたのに対し、F業務に関する出張は平成〇年〇月から平成〇年〇月までの〇か月間において月1回程度であったことからすれば、F業務は臨時的かつ付随的な業務にすぎなかったとみるのが相当であり、その本来業務はあくまでも事業場における業務であるとみるべきであり、同主張は採用することができない。

イ なお、一件記録によれば、①被災者に係る労働時間はタイムカード等により管理されておらず、②被災者の裁量により、事業場を閉めたり、開店時間を変更できたことが認められ、③勤務時間中の事業場のパソコンを使用しての私的な株取引等について何らの罰則も科されていないことも確認し得るところであり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、被災者は自己の労働時間の管理についても自由な裁量を有していたと判断することが相当であると思料する。

ウ 請求代理人は、被災者の賃金額が管理監督者にふさわしい待遇とはいえない旨主張するが、被災者がD社長から事業場を任されるに至った個人的事情等に鑑みると、請求人の賃金額をもって直ちに管理監督者にふさわしくない待遇とまではいえない。

エ 以上の事実を総合的に勘案すれば、被災者が労基法第41条第2号所定の管理監督者に該当することは明らかであると判断する。

(3) 請求代理人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、被災者の平均賃金の算定には誤りはなく、これに相

当する額を給付基礎日額として監督署長が請求人に対してした遺族補償給付の支給に関する処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり採決する。